

東邦車輛株式会社 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日（3 年間）

2. 当社の課題

- (1)女性の応募者が少なく、全体として女性労働者が少ない。
- (2)小学生の子がいる従業員が、仕事と子育ての両立が困難になり、離職してしまう可能性がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

【目標】

- (1)採用者に占める女性の割合を毎年 20%目標とした採用活動を行う。
- (2)職業生活と家庭生活の両立をしやすいするため、育児短時間勤務を小学 1 年生を超えて取得する従業員の割合について 80%以上とする。

【取組内容】

2023 年 7 月～

- (1)女性在籍者が多い大学等の学内説明会実施を計画するなど、女性採用の機会を増やす。
- (2)出産予定の従業員に対し休職関係だけでなく復職後の制度（短時間勤務、時間外労働免除等の申請）についても説明を行い、取得促進を図る。